

## 第 51 回 CSW 公式文書

房野 桂 訳

E/CN.6/2007/1、2006 年 12 月 12 日

### 注釈付き暫定アジェンダと作業組織の提案

1. 役員を選出
2. アジェンダの採択とその他の組織上の問題
3. 第 4 回世界女性会議と「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ:
  - (a) 重要問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシアティブの実施
    - (i) 女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃
    - (ii) ジェンダー平等達成における男性と男児の役割に関与する合意結論の実施における進歩の評価
  - (b) 出現しつつある問題、傾向及び女性の状況または女性と男性との間の平等に影響を及ぼす問題への新しい取組み
  - (c) ジェンダー主流化、状況及びプログラムの問題
4. 女性の地位に関する通報
5. 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ
6. 第 52 回委員会のための暫定アジェンダ
7. 第 51 回委員会報告書の採択

### 注釈

#### 1. 役員選出

経社理の機能委員会手続き規則の規則 15 に従い、経社理決議 1987/21 と決定 2002/234 に従って<sup>1</sup>、婦人の地位委員会は、2005 年 3 月 22 日の第 1 回会議で、口頭票決による圧倒的多数で Carmen Maria Gallardo 氏(エルサルヴァドル)を第 50 回・51 回委員会の議長に、Adekunbi Abibat Sonaike 氏(ナイジェリア)、Szilvia Szabo 氏(ハンガリー)、Dicky Tomar 氏(インドネシア)、Thomas Woodroffe 氏(英国)を副議長に選出した。2006 年 2 月 27 日の第 2 回会議で、委員会は、Tomar 氏(インドネシア)を第 50 回・51 回のラポルトツールに任命した。

委員会は、経社理決議 1983/27 に従って設立された婦人の地位委員会の作業部会の懸案の空席を埋める 2 名の候補者を任命するものとする。

#### 2. アジェンダの採択とその他の組織上の問題

手続き規則の規則 7 は、委員会は、それぞれの会期の初めに、暫定アジェンダに基づいてその会期のアジェンダを採択

するものとする規定している。

第 51 回委員会の暫定アジェンダと文書提出は、決定 2006/235 で経社理によって承認された。

第 51 回委員会の準備は、作業方法に関する合意結論 1996/1 と経社理決議 2006/9 に従って行なわれた。従って、委員会ビューローは、会期のための組織と作業方法を検討するために、すべての関心のある代表団との非公式ブリーフィングや協議会のみならず、数回の会議を開催した。

過去の習慣に倣って、一般討論中に委員会の委員国とオブザーヴァー国の代表団の代表によって行なわれるステートメントは 5 分に限定され、代表団のグループを代表して行なわれるステートメントは 10 分に限定されるものとする。NGO からのステートメントも一般討論とテーマ別パネル討論に、地理的にバランスの取れた方法で統合されることが勧められる。

#### 3. 第 4 回世界女性会議と「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ

##### (a) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシアティブの実施

##### 高官ラウンド・テーブル

決定 46/101 において、委員会は、第 47 回会期から、高官ラウンド・テーブルの選択肢を導入することを決定し、地域グループを通してすべての関心のある委員会委員国と相談して、そのようなラウンド・テーブルの数とタイミングとテーマに関して決定する権限をビューローに付与した。

決議 2006/9 において、経社理は、優先テーマに関してなされた以前のコミットメントの実施に関連して、出来る限り支持するデータの結果を含めて、年次の意見交換高官ラウンド・テーブルが経験、学んだ教訓、良い実践例を中心とすることをさらに決定した。

第 51 回会期の高官ラウンド・テーブルは、女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃を中心とする。

##### 文書提出

高官ラウンド・テーブルに関する討論ガイド---ビューローメモ(E/CN.6/2007/会議室文書 4)

##### 優先テーマ

決議 2006/9 で、経社理は、委員会の提案された今後の組織と作業計画を支持した。従って、第 51 回会期では、委員会は、「女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃」というテーマを検討する。同決議で、理事会は事務総長に、優先テーマに関する実施の進歩を測定するために、統計委員会と協力して作成される可能な指標の提案を含め、優先テーマに関する報告書を毎年委員会に提出するよう要請した。事務総長の報告書が委員会に提出される。

<sup>1</sup> 理事会決定 2002/234 に従って、委員会は、第 51 回会期終了直後に第 52 回・53 回会期の新議長とその他のビューロー・メンバーの選出を目的として、第 52 回会期の第 1 回会議を開催する。

## 文書提出

女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃に関する事務総長報告書(E/CN.6/2007/2)

### (b) 出現しつつある問題、傾向、女性の状況または女性と男性との間の平等に影響を及ぼす問題への新しい取り組み

決議 2006/9 で、経社理は、各会期に先立って、地域グループを通してすべての国々と相談して、ジェンダーの視点がますます必要とされる場合には、国連内の計画された活動のみならず、世界・地域レベルでの開発を考慮に入れて、委員会によって検討される出現しつつある問題を明らかにするよう婦人の地位委員会ビューローに要請した。

その協議に加えて、ビューローは、出現しつつある問題のテーマ「女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃：国内・国際レベルでの事務総長の詳細な調査のフォローアップ」に関して意見交換専門家パネルを開催することを勧告している。

### (c) ジェンダー主流化、状況、及びプログラムの問題

*特に優先テーマに重点を置いて、国内政策とプログラムの開発・実施・評価にジェンダーの視点を主流化する際の進歩*

経社理は、優先テーマに特に重点を置いて、国内政策とプログラムの開発・実施・評価にジェンダーの視点を主流化する際の進歩に関する報告書を、毎年委員会に提出するよう事務総長に要請した。

#### *パレスチナ女性の状況と支援*

パレスチナ女性の状況と支援に関する決議 2006/8 で、経社理は、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」、特にパレスチナ女性と児童に関するパラ 260、「北京行動綱領」、第 23 回特別総会成果の実施に関して、監視し、行動を取り続けるよう委員会に要請した。また、状況を見直し、あらゆる手段でパレスチナ女性を支援し、決議の実施において遂げられた進歩に関して西アジア経済社会委員会によって提供される情報を含め、第 51 回委員会に報告書を提出するよう事務総長に要請した。

#### *アフガニスタンの女性と女兒の状況*

アフガニスタンの女性と女兒に関する決議 2006/7 で、経社理は、決議 60/32A と B で総会により要請された報告書を準備するときに、ジェンダーの視点を考慮に入れ、それら報告書にアフガニスタンの女性と女兒の状況を中心とする特別の実質的セクションを含めるよう事務総長に勧めた。理事会は、それら報告書を第 51 回婦人の地位委員会に送るようにも事務総長に要請した。

#### *女性の人権に関する共同作業計画*

婦人の地位委員会決議 39/5 と人権委員会決議 1997/43、2005/42 に従って、婦人の地位委員会に、女性の地位向上部と国連人権高等弁務官事務所の共同作業計画に関する報告書が提出される。

## 女性に対する暴力

女性に対する暴力を撤廃する際のユニフェムに関する決議 50/166 で、総会はユニフェムに、その定期報告書の中に女性に対する暴力を撤廃する国内・地域・国際行動を支援する信託基金の設立を含めたその活動に関する情報を含め、そのような情報を婦人の地位委員会と人権委員会に提供するよう要請した。

#### *「女子差別撤廃条約」*

「女子差別撤廃条約」の第 21 条の 2 に従って、女子差別撤廃委員会の報告書は、情報提供のために委員会に送付される。第 35 回・36 回委員会の報告書と第 37 回委員会の結果を伝えるメモ(2007 年 1 月 15 日から 2 月 2 日まで)が委員会に提出される。

#### *女性を差別する法に関する特別ラポルトゥール任命の是非*

決議 50/3 で、事務総長の報告書(E/CN.6/2006/8)に基づいて、委員会は、重複を避ける目的で既存のメカニズムを念頭に置いて、特別ラポルトゥール任命の是非を第 51 回会期で検討することを決定し、それについての見解を要請した。委員会に提出される報告書(E/CN.6/2007/8)は、このテーマに関する事務総長の以前の報告書(E/CN.6/2006/8)を補い、これと関連して読まれるべきである。

#### *作業計画の提案*

プログラム企画・予算のプログラム面・実施の監視・評価方法を定める国連規定・規則の規定 4.8 は、「提案されている中期計画のプログラムとサブプログラムは、プログラム調整委員会、経社理、総会による見直しに先立って、関連する部門・機能・地域政府間機関によって見直されるものとする」と規定している。ジェンダー問題・女性の地位に関する特別顧問事務所と女性の地位向上部の 2008 年から 2009 年の 2 年間の提案されている作業計画が、情報提供のために委員会に提出される。

## 文書提出

特にあらゆる形態の女兒に対する差別と暴力の撤廃に重点を置いて、国内政策とプログラムの開発・実施・評価においてジェンダーの視点を主流化する際の進歩に関する事務総長報告書(E/CN.6/2007/3)。

パレスチナ女性の状況と支援に関する事務総長報告書(E/CN.6/2007/4)。

女性の地位向上部と国連人権高等弁務官事務所の共同作業計画に関する報告書(E/CN.6/2007/5)

女性に対する暴力を撤廃する基金の活動に関するユニフェムの報告書を伝える事務総長メモ(E/CN.6/2007/6)。

女性を差別する法律に関する特別ラポルトゥール任命の是非に関する事務総長報告書(E/CN.6/2007/8)。

## 情報提供のための文書

アフガニスタンの状況とその平和・安全保障の意味に関する事務総長報告書(A/61/326-S/2006/727)。

第 34 回・35 回・36 回女子差別撤廃委員会報告書(A/61/38)。

第 37 回女子差別撤廃委員会の結果を伝える事務局メモ(E/CN.6/2007/会議室文書 1)。

ジェンダー問題・女性の地位特別顧問事務所及び女性の地位向上部の提案された作業計画に関する事務局メモ(E/CN.6/2007/会議室文書 2)。

#### 4. 女性の地位に関する通報

決議 76(V)で、経社理は、委員会が女性の地位に関する通報を受け取り、検討する手続きを確立した。決議 304I(XI)で、理事会は、決議 76(V)を修正して、委員会の各会期前に、それぞれの通報の実体を簡潔に示した機密及び非機密の通報のリストを作成するよう事務総長に要請した。

決議 1983/27 で、経社理は、女性の地位に関する機密及び非機密の通報を検討する委員会のマンデートを再確認し、委員会に、そのような通報を検討し、委員会のためにそれに基づく報告書を準備する作業部会を任命する権限を与えた。

決議 1993/11 で、経社理は、そのような通報によって明らかにされる女性差別の出現しつつある傾向とパターンに関して取るべき行動に関して、経社理に勧告を行なうよう委員会が権限を与えられていることを再確認した。

決議 2002/325 で、経社理は、委員会の通報手続きをより効果的・効率的なものにするために、以下を決定した:

(a) 委員会は、第 47 回会期より、作業部会が会期前に通報を検討できるようにすることを目的として、次回会期のための女性の地位に関する通報作業部会の委員を各会期毎に任命し、委員会によるアジェンダの採択 3 日前に出されるその報告書を完成することとする。

(b) 事務総長に以下を要請する:

(i) 委員会によって検討される各国政府に関係するそれぞれの通報についてその国の政府に伝え、作業部会によるそのような通報の検討までに少なくとも 12 週間をその国の政府に与える。

(ii) 作業部会の委員は、委員会による調査のために報告書を準備する際に考慮に入れるために、もし各国政府よりの返答があればこれを含め、前もって通報のリストを受け取ることと保障すること。

2006 年 3 月 16 日の再開第 14 回会議で、委員会は、Kiakun Guo (中国)、Jennifer Feller (メキシコ)、Janne Jokinen (フィンランド)を作業部会の委員に任命した。委員会は、一旦それぞれの地域グループに支持されたならば、作業部会の作業に完全に参加する未決定の地位を埋めるために、2 名の候補者に被任命の権限を与えることも決定した。

#### 文書提出

経社理議長より婦人の地位委員会議長に宛てた 2006 年 11 月 2 日付け書簡(E/CN.6/2007/7)。

経社理 2007 年高官セグメントへのインプットとしての事務局よりのメモ(E/CN.6/2007/会議室文書 3)。

#### 6. 第 52 回委員会暫定アジェンダ

経社理機能委員会の手続き規則の規則 9 に従って、委員会には、検討のために提出される文書のリストを含め、第 52 回会期の暫定アジェンダ案が提出される。

#### 7. 第 51 回委員会報告書の採択

経社理の機能委員会手続き規則の規則 37 に従って、委員会は、第 51 回会期の作業に関する報告書を経社理に提出するものとする。

#### 付録 II

##### 第 51 回婦人の地位委員会委員国 (45 委員国: 4 年任期)

委員国	任期	委員国	任期
アルジェリア	2007	カザフスタン	2008
アルメニア	2007	レソト	2010
ベルギー	2007	マレーシア	2010
ベリーズ	2009	マリ	2009
ボリヴィア	2007	モーリシャス	2008
ブラジル	2010	メキシコ	2010
カメルーン	2010	モロッコ	2009
カナダ	2007	オランダ	2009
中国	2008	ナイジェリア	2007
コンゴ	2007	ペルー	2009
クロアチア	2009	カタール	2009
ジブティ	2010	韓国	2010
ドミニカ共和国	2008	ロシア	2007
エクアドル	2010	スリナム	2008
エルサルヴァドル	2008	タイ	2007
ドイツ	2009	トーゴ	2010
ガーナ	2008	トルコ	2007
ハンガリー	2008	アラブ首長国連邦	2010
アイスランド	2008	英国	2009
インド	2007	タンザニア	2009
インドネシア	2010	米国	2008
イラン	2010	ザンビア	2010
日本	2009		